

土砂災害防止法に基づく取り組み検討会 議事要旨

1. 日 時：平成 25 年 1 月 29 日（火） 15:30～18:00
2. 場 所：中央合同庁舎第 2 号館 低層棟 1 階 共用会議室 2A・2B
3. 出席者：土屋委員長^{*}、宇賀委員、海堀委員、小泉委員、松本委員、
望月委員（順不同 ※委員長は検討会中に選出）

[主な意見]

○区域指定に対する反対意見への対応に関する基本的な考え方（案）に関して

- ・ 都道府県と市町村、区長を含めての連携が大事。土砂災害防止法の取り組みが進んだことにより市町村の防災意識は向上している。先進的な事例を参考に取り組みを進めていけば、区域指定等も進む。
- ・ 土砂災害の被災事例や土砂災害防止法の有効性が示される事例を市町村や住民に PR していくと良い。
- ・ 土砂災害と土砂災害防止法の指定状況調査は毎年調査を続け、精度向上に努めるべき。
- ・ 市町村や住民に対して粘り強く説明すべきとしている内容は、市町村や住民が反対するさまざまな理由に対して説得力を持ったものとなっているか。
- ・ 危険な箇所が多数あるとしても、実際に危険なのは土砂災害の起きるような気象状況になった時の話である。数だけで比較するのではなく、危険箇所や土砂災害警戒区域等の意味を正確に理解できるよう説明を工夫する必要がある。
- ・ 過去の災害により、住民が土砂災害の危険を身近に感じている地域においては、住民から指定に反対されることはなかった。
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定をしても、その後、対応をしてくれないのではないかという不満が出ることもある。すべての箇所を一遍に対応できないため、順序を説明し理解を得ている。
- ・ 災害の危険性を理解できるよう、実態を正しく認識し粘り強く説明する必要がある。説明資料の作成などに対する国の支援が必要かもしれない。
- ・ 各都道府県の取り組みについて、自治体や現場の方が参考にするためにさらに詳しい情報が必要ではないか。反対意見への具体的な対応事例について、ノウハウ等も含めて提供できれば非常に有効だと考える。

- ・ 指定にあたって市町村の同意は法律上不要だが、実務上は市町村が反対すると難しい。指定により地価が下落した場合にマイナスとなるのは、その土地を売ろうとする人である。住み続ける人にとっては固定資産税が安くなったり、相続税も安くなったりと何らマイナスではないと考える。本来、危険な土地であれば、土地の価格に反映されるのは当然ではないか。
- ・ 土砂災害警戒区域等に指定された場合、宅地建物取引業者は重要事項として説明する義務があるが、本来は危険だという調査結果が出た段階で説明を行うべきで、説明を行わずに被災した場合は、瑕疵担保責任を問われてしかるべき。
- ・ 土砂災害警戒区域等が指定された場合、固定資産税の減額補正をしている自治体もある。同意を得やすくするための対応として参考になると思われる。
- ・ 基礎調査の結果、指定すべき区域であると判明していながら、未指定のままの箇所で土砂災害が発生した場合、国家賠償法に基づき損害賠償を請求される可能性があることを自治体は認識すべき。
- ・ 地域的な情報のみだと悪い方向に考えがち。土砂災害の危険性の意識を高めってもらうために、県内で起きた土砂災害事例を紹介するようにしている。他地域の進捗状況や反対意見への対応事例も等も情報共有を図るべき。
- ・ 国としての考え方が示されているが、市町村や住民に対して、区域指定を進めるための動機付けを与える様な施策が必要ではないか。丁寧な説明や国からの助言は重要だが、加えて区域指定と連動して必要なハード整備を進めるといふ施策も有効ではないか。

○市町村別の基礎調査・区域指定数等の公表の考え方（案）に関して

- ・ 数値の公表は心理的な圧迫感も感じられる。基礎調査、区域指定が進んでいない理由はさまざまであるため、機械的な公表とならないように配慮が必要である。
- ・ 土砂災害警戒区域を先行して指定している都道府県について、警戒区域が多く、特別警戒区域は少ないといった誤解を生じないように、注釈を付ける必要がある。数字は一人歩きするため、間違った情報発信にならないようにする必要はある。
- ・ 公表イメージにおいて、「区域指定完了」等、詳細な記述があるため、各都道府県の状況で検討いただきたい。

○移転等の勧告に関する基本的な考え方（案）に関して

- ・ 移転等の勧告については、斜面の所有者・管理者と被害を受ける住民は異なる場合が多いと思われる。本来は斜面の所有者・管理者に勧告をすべきだが、住民側に勧告することがあり得るため、移転しやすい優遇策等も国の考え方として補足すると良い。

○土砂災害発生箇所における土砂災害警戒区域の指定状況等について

- ・ 危険箇所に該当しない箇所でも土砂災害が発生していることを根拠に、警戒区域等の指定の要件を広げるかについては慎重に検討する必要がある。

○その他意見

- ・ 予算があっても人員が不足していると指定等は進まないのではないか。
- ・ 公共事業の予算は減っているが、土砂災害防止法に関しては重要であるため、限られた予算の中でも確保している。これまでの試行錯誤により、指定等に関する課題の解決が図られたことと、手続きに慣れてきたことから、最近は区域指定等が進んできたのではないかと考える。
- ・ 国・都道府県や市町村の担当者も含めた研修等の交流の機会を設け、良い事例を紹介するなど、支援することが望ましいと考える。
- ・ 土砂災害警戒区域の指定と、地域防災計画での避難対象地区・避難基準等の見直し、判断基準設定を一体的に進めると良い。見本となるひな形を作ってリードするということも考えられる。
- ・ 避難勧告等は責任者である市町村長が行うが、市町村の首長や職員は土砂災害に関する知識が十分でない場合が多い。災害時には、都道府県砂防部局から市町村長へ直接連絡する仕組みを全国的に進めて欲しい。

以 上